

地番変更の実施について

(山口地方法務局からのお知らせ)

山口県や広島県などでは、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番（**耕地番**）が付されるとともに、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番（**山地番**）が付されたことにより、同一大字又は住居表示地区（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番が定められるという、いわゆる重複地番が多数存在している実情にあります。

ところで、法務局では、土地の所在地番や所有者などの不動産登記情報等を、インターネットを利用して自宅又は事務所のパソコンで確認することができる登記情報提供制度や全国どの地域の登記事項証明書（以前の登記簿謄本）であっても、最寄りの法務局で受け取ることができる登記情報交換サービスを行っています。

また、従来書面により行っていた申請・届出を、インターネットを利用して行うことのできるオンライン申請制度などの各種行政サービスを展開しているところです。

しかし、これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが多数発生しています。

そこで、山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、順次、重複地番の解消を図ることとしております。

宇部市内の土地の一部についても、同一地番区域内において重複地番となっており、下記の要領により地番変更を実施しますので、御理解をお願いします。

なお、御不明な点がございましたら、担当者までお問合せください。

記

1 平成25年度における重複地番の解消作業の実施区域

宇部市開一丁目～四丁目、同市開六丁目、同市松崎町、同市上条一丁目、同市西平原一丁目及び同市南中山町の地番区域の一部

2 地番変更の方法

登記官が職権により、**原則、重複している山地番**に、それぞれ各筆の本番の最終の支号（枝番）を追って、順次新たな支号（枝番）に変更する方法によって行います。

3 地番変更の実施日

平成25年12月16日

4 本件に関する問合せ先

山口地方法務局登記部門

電話番号 083-922-2295(代表)